
長野県統合型地理情報システムサービス提供事業
仕様書（案）

長野県企画振興部DX推進課
デジタルインフラ整備室

1 基本事項

(1) 業務名

長野県統合型地理情報システムサービス提供業務

(2) 業務の内容

地理情報システムサービス（GIS）を用いたデータ作成・公開等のサービスの提供

(3) 履行期間

契約日から令和11年9月30日まで。

なお、システム本稼働期間は令和6年10月1日から令和11年9月30日までとする

(4) 留意事項

料金は毎年度末に支払うこととし、費用については業務に必要な金額がすべて含まれていること。

システムは、企画提案時点で製品化されていること。

2 業務概要

本業務は、空間情報について地理情報システムサービス（GIS）を使って集約・統合し、情報を共有することで、多様なニーズへの対応や迅速な県民サービスの提供を行うことを目的とした環境を整備するものである。

この取組の狙いとして、庁内統合型と県民公開型の2つのシステムを構成することで、庁内環境では業務効率化・高度化への対応、公開環境では県民・事業者・観光客等に利活用してもらうことを目指し、県民サービスの一層の向上を図るものである。

3 仕様

(1) システム構成

ア 統合型GIS

- ・LGWAN-ASP方式の形態で運用すること。
(地方公共団体情報システム機構の認証済みアプリケーションであること)
- ・GISエンジン及びアプリケーションは、受託者が開発したものであり、著作権が第三者となるソフトウェアの利用がないこと。
- ・地域間の円滑なデータ連携を図るため、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が推進する地域情報プラットフォーム（GISユニット製品）に準拠していること。なお、準拠製品としての登録がされていることが望ましい。
- ・一定時間システム又は端末の操作がない場合、同時接続上限のあるライセンスの浪費が行われないよう、自動的にログオフする等切断できること。
- ・職員が統合型GISで作成したレイヤを、職員の手によって公開型GISで公開できるオンライン上の仕組みを用意すること。

イ 公開型GIS

- ・インターネットを用いたASP方式の形態で運用すること。
- ・パソコン、タブレット、スマートフォン等を利用して、県民等が簡易に各種情報を地図上で参照できる仕組みにより県民の利便性を図るサービスを提供すること。
- ・職員が統合型GISを用いて作成した情報を、職員によって公開型GISにて公開処理が可能な仕組みとすること。

ウ システム共通

- ・既存のブラウザにて動作し、ノンログインで利用可能であること。
- ・カスタマイズを要しないパッケージシステムであること。
- ・運用期間中に公開されたOSやブラウザのバージョンアップに追加費用なしで速やかに対応可能であること。
- ・システムの定期的なバージョンアップ等により常に最適な状態で利用できること。
- ・職員及び利用者にとって簡便で分かりやすい操作体系とし、直感的に利用方法がわかるインターフェースを用意すること。
- ・利用ログを取得・管理・分析することで、問題の検知や問題の発生有無を判断できること。
- ・L GWAN接続系とインターネット接続系の両環境間を分離した上で、両環境間でファイル転送を行う場合は安全が確保された通信のみを許可すること。

(2) システム利用環境

ア 統合型GIS

① 利用端の数

既存のL GWAN接続された端末機：シンクライアント約 5,000 台

② ライセンス

同時接続ライセンス、及びシステム稼働開始日は下記の通りとする。

ライセンス	同時接続	システム稼働開始日
統合型GIS	100 以上	令和6年10月1日

③ クライアント環境

下記環境の仮想端末環境に対応すること。

項目	標準機
シンクライアント	サーバーベース方式の画面転送型 (VMware Horizon)
Web ブラウザ	MicrosoftEdge、GoogleChrome
OS	Windows 10 Enterprise 64bit

CPU	Intel Xeon 2.70GHz
メモリ	8GB
ディスプレイ	FullHD (1920×1080)

④ ネットワーク環境

庁内の既存 LGWAN ネットワーク : 100Mbps

イ 公開型 GIS

① 利用端末

インターネット接続利用可能なパソコン及びスマートフォン等のモバイル端末。

② ライセンス

- ・利用するクライアント数に制限がないこと。
- ・システム稼働開始日は下記の通りとする。

ライセンス	同時接続	システム稼働開始日
公開型 GIS	制限なし	令和 6 年 10 月 1 日

③ クライアント

- ・Web ブラウザは、Microsoft Edge、Firefox、Safari、Google Chrome を推奨対応とし、主要なウェブブラウザで利用が可能であること。
- ・スマートフォン等の OS は、Android8 以上、iOS13 以上のいずれにも対応すること。
- ・利用者が本システムを利用する際には、事前に特別なアプリケーションやプラグイン等のインストールを必要としないこと。

(3) 機能要件

別紙「要求機能一覧」にある機能要件を満たすこと。ただし、別機能により要件を満たす場合は委託者の了解を得ることで変えることができるものとする。

(4) データセンター要件

ア 遵守要件

- ・情報セキュリティマネジメントシステム評価制度 (ISO、ISMS 等) の認定を受けていること。
- ・サービス稼働率が年間平均 99%以上確保できること。
- ・委託者が受託者の作業場所及びデータセンターの設置場所への立入り調査を実施する場合、応じること。

イ 施設要件

- ・データセンターは日本国内に立地していること。

- ・24時間365日の稼働を実現すること（計画停止期間は除く）。
- ・耐震構造基準を確保していること。
- ・防火対策を実施していること。サーバールーム内における煙感知器の装備、ガス消火器等による消火システムの採用、建築基準法に基づく避雷針機能の設置を実施していること。
- ・受電設備、無停電電源装置の二重化を実施、自家発電装置が起動するまでの間もサーバ機器等へ安定した電源供給を行い、障害時等における電源が確保されていること。
- ・電力供給の完全バックアップを無瞬断で実現していること。

ウ セキュリティ対策

- ・有人によるビル入退室管理をしていること。
- ・技術員(保守員)が24時間365日体制で常駐していること。
- ・機器監視による物理的侵入対策、不正アクセス自動監視を24時間365日実施していること。
- ・サービスを提供するサーバは冗長化し、サーバ本体の故障時にも、他のサーバにある環境に切り替え、継続運用する高可用性を確保すること。
- ・バックアップデータはデータセンター外の他拠点（日本国内）にも保管し、万が一の障害発生時にも他拠点からデータ取得し、復旧させることができること。

4 セキュリティ

- ア 別紙1「長野県情報資産等取扱特記事項」及び別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- イ ブラウザを用いる接続では、セキュアな通信手法を採用すること。また、サービス提供期間中、LGWAN-ASPとしての認証を受けていること。
- ウ クラウド上のデータは、ユーザ認証等によりセキュリティを担保し、他のサービス利用者からのアクセスができないこと。
- エ システムへのアクセスは、アカウント管理やアクセス制限が実施できるなど、不正アクセス防止対策を実施すること。
- オ システムにセキュリティホール等の脆弱性が発見された場合は、協議の上、最新のセキュリティパッチを適用すること。
- カ 情報漏えい事故発生時の対応についての手順が整備されていること。
- キ プライバシーマークやISMS等のセキュリティに関する第三者機関からの認証を受けていること。

5 保守

- ア PC用アプリケーションについては、契約期間中は最新バージョンの提供を保証すること。

- イ 本サービスの提供時間については、24 時間を保証すること。ただし、契約に基づく範囲外の障害要因及び計画停止に基づく時間は除くものとする。
- ウ メンテナンスや設備入替による計画停止については、遅滞なくメールで通知すること。
- エ 利便性向上を図るため、メールや問合せフォーム等の問合せ窓口を設置すること。
対応時間は平日午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始は除くこととする。

6 利用及び導入支援

(1) 操作研修の実施

- ア 本システムの操作研修を実施すること。研修の形態は動画によるオンデマンド研修を基本とし、システム稼働開始前及びシステム運用期間中に実施すること。
- イ 契約期間中は、最善な検索結果が表示されるよう導入支援が提供されること。この支援には、システムとして提供される範囲以外に、操作方法など精度に影響する部分についての提案も含むものとする。

(2) 操作マニュアルの作成

- ア 操作マニュアル（職員向け、県民向け）を作成すること。
- イ 初心者でも理解しやすいように、機能説明および操作手順を明確に記述すること。
- ウ 変更の必要が生じた際には、マニュアルを改訂し納品すること。
- エ 県民向け操作マニュアルは、システム上で利用者が閲覧できるようにすること。

(3) 管理者マニュアルの作成

- ア システム管理者が行うべき作業（ユーザ登録・変更・削除、権限設定、レイヤ追加、属性登録、ログ取得・閲覧等）の定義及び運用ツールの操作について記述すること。
- イ 障害発生時における対処方法を専門知識がなくても理解できるように記述すること。
- ウ 変更の必要が生じた際には、マニュアルを改訂し納品すること。

(4) 現行データの搭載

- ア 本システムに搭載するデータは、別紙「データ搭載一覧」のとおりとする。
- イ 委託者は、必要となる搭載データを用意し、受託者に貸与するものとする。
- ウ 受託者は、具体的かつ確実なスケジュールを提示し、データ搭載を完了すること。
- エ 受託者は、移行後のポリゴン及びレイヤーグループ等の設定について、委託者と別途協議を行った上で、データ毎に区別出来るよう設定すること。

7 運用管理

- ア 契約期間中は、障害対応、運用方法及び利便性向上についての支援が提供されること。
- イ 障害や故障、不具合等に対する受付窓口を設置し、緊急連絡先を示すこと。なお、緊急時における電話での連絡先の確保は必須とする。
- ウ 障害発生時においても、サービス停止が極力生じないようにすることとし、確実かつ

速やかにシステムの復旧を行えるようにすること。

エ システムに起因する障害が発生した際は、障害内容、対応方法、復旧見込等をデジタルインフラ整備室へ迅速に連絡すること。

8 納品資料

本業務の納品資料を次のとおりとする。

(1) 統合型 GIS (使用権)	1 式
(2) 統合型 GIS ポータルサイト	1 式
(3) 統合型 GIS 操作マニュアル	1 式
(4) 公開型 GIS (使用権)	1 式
(5) 公開型 GIS ポータルサイト	1 式
(6) 公開型 GIS 操作マニュアル	1 式
(7) 各種研修資料	1 式
(8) 協議記録簿・打合せ記録簿	1 式
(9) 作業報告書	1 式
(10) 各種更新用データ 等	1 式

9 その他

導入後は複数年の利用を予定していることから、引渡し後概ね5年間は利用でき、この間はサポートが終了しない継続するものであること。

インストールを要す PC 用アプリケーションについては、事前にデジタルインフラ整備室において、稼働における制約事項について確認すること。

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、デジタルインフラ整備室と協議すること。

別紙1

情報資産等取扱特記事項

長野県情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産等（情報システム、電子計算機及びネットワークで取り扱うデータ、システムで出力される帳票等）について、次のとおり取り扱うものとする。

（情報資産等の漏えいの禁止）

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た情報資産等の内容を他に洩らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（情報資産等の滅失、改ざん及び損傷の禁止）

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された情報資産等を、滅失、改ざん及び破損してはならない。

（情報資産等の掲載された資料等の返還又は破棄）

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う情報資産等が必要でなくなった場合には委託者の指示により、速やかに情報資産等の掲載された資料等を、返還又は破棄しなければならない。

（情報資産等の目的外使用の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、情報資産等を取り扱う場合には、情報資産等を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（情報資産等の掲載された資料等の複製及び複写の禁止）

第5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために、委託者から引き渡された情報資産等の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

（職員等の義務の周知徹底）

第6 受託者は、受託者の職員に対し、長野県個人情報保護条例第9条に規定する職員等の義務及び第63条、第64条に規定する罰則について、その周知徹底に努めるものとする。

（再委託の禁止）

第7 受託者は、情報資産等を取り扱う業務は自ら行うものとし、他の者にその取り扱いを委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を受けたときは、この限りではない。

2 受託者は、前項の規定により委託者の承諾を受け再委託を行うときは、再委託

先に対して、この情報資産等取扱特記事項に規定する機密保持義務を負わせるものとする。

(作業場所の特定)

第8 受託者は、この契約により個人情報を取り扱う業務について、作業場所を特定しなければならない。ただし、委託者の承諾を得て特定した作業場所以外で作業を行う場合には、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 受託者は、この業務を行うために取り扱う情報資産等の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなくてはならない。

別紙2

個人情報取扱特記事項

(個人情報の漏えいの禁止)

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄)

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、委託者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(再委託の原則禁止)

第6 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(事故発生時における報告)

第7 受託者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、委託者に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。

